



コピペ・レポート問題から考える大学教育：  
今後の議論に向けて

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2018-05-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 萩原, 弘子 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24729/00007013">https://doi.org/10.24729/00007013</a>

## コピペ・レポート問題から考える大学教育 ——今後の議論に向けて

萩原 弘子

### はじめに

学生のレポートを読むのは学期末の楽しみだが、同時に憂鬱でもある。自分がした講義の出来を突きつけられる思いで読む。よく書けているレポートに出会うと嬉しいかという、むしろ憂鬱になる。書きぶりにもよるが、多くの場合、「怪しい。」という疑念が湧いてくるからだ。採点者としては、かなりの時間をかけて徹底調査する。結局、疑念はたいてい当たっている。コピペによる盗用レポートである。

昨今はレポート販売サイトの出物を利用したものもあるが、やはりインターネット上の無料公開情報をコピペしたものが多い。そもそもレポート作成に関する知識がなく、インターネットからのコピペを盗用とは思っていない学生も少なくない。学生のなかには、複数科目の課題レポートとして同じもの、ほぼ同じものを提出する者もある。研究者であれば二重投稿であり、研究不正にあたるが、学生は不正とは知らない場合が多い。

Academic Search Premierで検索すれば、大学教育に関する研究として、‘student cheating’（学生のズル行為）がいまや一大テーマとなっていることがわかる。レポートや学位論文の盗用（plagiarism）、実験データの改竄（falsification）、実際にはしていない調査の捏造（fabrication）、試験時のカンニング（cribbing）など、欧米の大学での現状と、その対応としての教育に関する研究が盛んにとりくまれている。インターネットの普及、オンライン大学講座の増加という現在の状況下で、とりわけ関心が集まっているのが学生の盗用（student plagiarism）問題である。

本稿では、コピペ・レポート、盗用論文の問題で今後議論が必要であろう論点のいくつかについて考える。この問題が大学と学生の関係性について、また大学教育のありようについての深い問いを含むと示すことができればと思う。

## 1. コピペ・レポートに対する本学の処分ルール

本学の履修要項には、「定期試験の受験心得」として次のようにある。

(12) 不正行為を行った学生は、下記の単位無効処分を受けます。

◎共通教育科目の試験の場合には、当該学期の共通教育科目における履修中科目の単位（通年科目を含む）を全て無効とします。

◎共通教育科目を除く科目区分の試験の場合には、当該学期の共通教育科目を除く科目区分における履修中科目の単位（通年科目を含む）を全て無効とします。……

(13)不正行為を行った学生は、学則に基づいた懲戒処分（訓告、停学、退学）の対象になることもあります。

注）不正行為には、受験の際にカンニングペーパーを持ち込むこと、持ち込みを許可されていない参考書類等を見ること、他の学生の答案をのぞき見ることなどのほか、レポートに出典を明示しないで他人の文章を無断使用するなども含まれます。<sup>1</sup>

本学でコピペ・レポートへの対応を明記しているのは、「定期試験の受験心得」の末尾にあるこの小さな注記だけである。しかし、コピペ・レポート、さらにコピペ手法に留まらない盗用レポート、盗用論文の問題は、「定期試験の受験心得」に注記するだけでは済まない重要な論点を含んでいる。知識獲得に対する人々の姿勢を根本から変えつつあるインターネットの時代に、知の府である大学は、学生の盗用についてもっと

---

<sup>1</sup> 『2017年度高等教育推進機構履修要項』大阪府立大学高等教育推進機構、2017年、13。各学域の履修要項にも同じことが記載されている。

議論と省察を重ねる必要がある。

さて、コピペ・レポートを提出すると、上記(12)にあるようなかたちで当該学期の同一区分全科目の単位無効処分の対象となるというのが、本学の処分ルールである。コピペ・レポートを出したのが共通教育科目であれば、その学期中に受講した共通教育科目の単位すべてが無効になる。このルールにはいくつもの問題点がある。

第1に、適用しにくいかなり非現実的な処分ルールである。実際にこのルールを適用した処分例は、学域専門科目で数件あるとのことだが、その事由が不正受験なのか、コピペ・レポートなのかまでは敢えて調査していない。万が一、学生のその後の学習環境に支障を来すようなことがあってはならないと考えるからだ。処分としてはかなり重い、その決定までの具体的な手続を定めた全学的決まりはない。科目を提供した部局に任されているということだろう。

数件の先例があるにしても、やはりこの処分ルールは適用しにくいものだ。まず、処分の効果がどのようなものかがよくわからない。『履修要項』にある記述のもつ現実的な意味はむしろ、「ズルをすると、その学期に履修した科目の単位をごっそり失うことになりますよ。」という、いわば「脅し」による抑止効果への期待だろう。本学に限らず、似たようなかたちで単位無効処分を履修要項等にも書いている大学は少なくないが、処分例がどれほどあるか、処分効果がどれほどかについての研究は見当たらない。実際、適用した場合の効果も、「脅し」としての抑止効果も測定しにくいだろう。

第2に、非教育的である。教員として、コピペ・レポートが出されたところで、この処分ルールを適用することは想像しにくい者が多いのではないか。私の場合、コピペ・レポートを出してきた学生には、こちらが探しだしたコピペ元を資料として用意し、朱線を引いてコピペ箇所を示して、それらの証拠とともに盗用であるという判定を告げる。盗用とは何か、どのように引用の典拠を示すべきかを教授したうえで、もう一度レポート提出の機会を与える。教授の甲斐なく2通目もコピペ・レポートということもある。その場合は不合格とするが、それでも先に引

用した(12)にある当該学期の同一区分全科目の単位無効処分を出そうという気にはならない。学生の学びに繋がられなかったという、教員としての非力を反省するばかりである。全科目単位無効とすることが学生にとって向上の契機となるという研究結果を、私は見たことがない。

第3に、他の科目担当者の単位認定権の侵害である。教育的に力を尽くしても不合格とせざるをえない場合はある。自分が責任をもつ担当科目を不合格とするのはやむをえない。しかし、(12)にある処分を、関係の教授会にかけて審議し、他の科目担当者が合格とした科目の単位を無効にしてもらうことを、積極的に望む教員がいるだろうか。<sup>2</sup>本学での先例はおそらく苦渋の選択だったと推測される。第2点で述べたように、処分の教育的有効性を示しにいくだけでなく、他の科目担当者の単位認定権を侵害することだからだ。自分が担当して合格とした科目が「巻きこみ事故」で無効になるような処分の提案が出されたら、権利侵害の提案と受けとる者は少なくないだろう。不正のあった当該科目以外の単位を無効とすることが、他科目の担当者たちに了解されるだけの正当性がこの処分にあると示すのは難しいのではないか。

第4の問題点は学生の権利に関わる。長くなるので、次に節を立てて述べることにする。

## 2. 学生の学ぶ権利 VS 処分の正当性——司法審査に耐えるルールか

当該学期の同一区分全科目の単位無効という処分ルールの問題点として第4に、学生の学ぶ権利の侵害となりうるものが挙げられる。この処分が行なわれた場合、学生はこんなふうに考えるのではないだろうか——「コピペ・レポートを出してしまった科目が不合格となるのはしかたない。しかしそれ以外の、ちゃんと勉強して合格をもらった科目まで

---

<sup>2</sup> この処分は、後述するように懲戒処分よりも軽微なものと考えられる。懲戒処分の決定・処分権者は学長だが(大阪府立大学学則第51条、第52条、同学生賞罰規程第4条)、それらの規程には単位無効処分の決定・処分権者に関する定めはない。

単位無効になるのは納得できない」。そう考える学生に、処分の正当性を大学はどのように説明できるだろうか。この処分のために進級できない、留年せざるをえなくなった、卒業できなくなった、その分学費も余計にかかるというケースも起こりうる。学生のそうした不利益は不正の結果だからとして、処分の正当性を大学は示せるだろうか。合格をもらった科目（もらえるはずだった科目）の単位を無効にするのは、学生の学ぶ権利の侵害ではないのか。ここで、もし権利侵害で大学が訴えられたら、と考えてみたい。もしも、この処分を不当と考える学生が、学ぶ権利の侵害だとして処分撤回を求めて司法に訴えることがあれば、大学は司法審査に耐える論理をもつだろうか。

もちろん大学設置基準には、授業科目の開設、教育課程の編成、科目単位数の決定、単位の授与を行なうのは大学であることが明記されている（第19、21、27条）。単位の授与、不授与は大学の権限で行なうものなので、不授与という処分の是非が司法審査の対象になるというのは起こりにくいように思われる。また、学生の処分については、学校教育法、同施行規則には懲戒処分にする際の手続等の定めはなく、学長がそれらの処分の手続を定めなければならないとしているだけである（第26条第5項）。本学では学生に対する懲戒は訓告、停学、退学の3種であり、単位無効処分は懲戒よりも軽微な処分と考えられる。

いったい単位授与や学生処分についての大学の権限とはどれほどのものなのか。ここで司法の場で争われた大学の権限に関する重要判例をふりかえってみたい。大学には、教育についてかなりの裁量権限があるものの、その範囲を問うて学生が司法に訴えた例はいくつもある。

### **(1) 不正受験を理由とする退学処分手続の公正性をめぐる裁判**

処分事由の発生が1956年、最高裁で上告棄却となったのが1960年だから、かなり古い裁判である。奈良学芸大学の学生Xは、セルロイド製下敷にある鉛筆書きメモを試験中に見て受験したとして退学処分となった。Xはこの処分の撤回を求めて出訴したが、第1審、第2審とも敗訴して、上告に至った。最高裁は原審を支持して上告棄却とし、処分は覆

らなかった。Xの上告理由は、事実調査の過程で十分な弁明の機会を与えられなかったというものだった。<sup>3</sup>

原審の言う教務補導委員会が不正受験の事実を肯認して作成した原案を教授会に諮ったからといって、或いはO助教授から詳細事情を聴いたからと言って直ちに本件退学処分が正当とはならない。何となれば本件不正受験の事実の有無を知るものはO助教授だけであって同人の報告いわば摘発者の言だけで事実を判定した所に不正を免れない。<sup>4</sup>

たしかに、最高裁判決が支持するとした原審判決は、現在の視点からすると、筋が通っていないように思われる。Xの上告理由によれば、セルロイド製下敷は試験場で試験監督に一旦はとりあげられたが、試験監督はこれを一瞥しただけで学生に返している。その10余日後に下敷の再提出を命ぜられたのでこれに応じ、事実調査が始まった。なぜそんなふうに再提出されたものがカンニングの証拠になるのかというのが、原審判決に対するXの批判である。大学が教務補導委員会で行なった事実調査では下敷のメモと試験解答の一致は確認されないまま、教授会での審議へと進んだ。下敷にあったメモは当日の試験とは無関係であり、試験解答のどの部分にも一致しないというXの言い分に対して、原審判決は反証を挙げるでもなく、単にその「主張事実を認めうべき証拠なく」として否定した。<sup>5</sup>

結局、最高裁でもXの言い分は認められなかったが、実は上告棄却の理由には新時代の「大学－学生」関係に向かう動きを読むことができる。最高裁判決が、Xには「十分に弁明の機会を与え」られていたとし、教授会がそのうえで処分を検討した結果だから原判決を支持するとした点

<sup>3</sup> 最三判昭和35年6月28日（LEX/DB 文献番号27660725）。

<sup>4</sup> 最三判昭和35年6月28日。漢字仮名遣いは、現代のものに変更している。また人名は、本稿では不要な情報なので、煩瑣を避けてイニシャル表記にした。

<sup>5</sup> 最三判昭和35年6月28日。

が重要である。<sup>6</sup>それ以前の判例では、懲戒処分を教授会で審議するために、どういう方法でどの程度の事実調査をするかは教授会が決めることだという考え方が採られていた。つまり、過去の類似事件の裁判では、学生に弁明の機会を与えるかどうかは懲戒権者の裁量に任されていると考えられていた。<sup>7</sup>それが本判決では、懲戒権者の裁量に委ねるとはせず、弁明の機会を与えたうえでの決定なので手続は公正だとした。実際にどれほど弁明の機会がXにあったかは不明としか言いようがないのに、最高裁が弁明の機会があったとするのは問題と見えるが、それはここでの論点ではない。弁明の機会を与えたか、大学がその裁量権を逸脱して不公正な手続で処分を決めていないかを、司法が審査した点が重要である。これを法学者、外間寛は、弁明させないのは裁量権の乱用だと見る法理への変化の兆しと見ている。<sup>8</sup>本件最高裁判決は、それまでのように「大学—学生」関係を特別権力関係として一般社会の外に置く考え方が採用されなくなる動きの始まりであった。

Xによれば、教授会が退学処分を決めてすぐ、学部長はXに私立大学への転学を勧めてきた。この転学の勧めは、Xが「学生として進学に適することを認める」<sup>9</sup>行為である。他の大学で勉学しうる学生を、なぜ奈良学芸大学で退学処分とするのか。そう問うて、Xは上告理由を次のように結んでいる。

このような学生たる控訴人に些少の事を以って退学処分に附し一挙に控訴人の前途を奪うことは明らかに苛酷であって被控訴人の学長としての裁量権を誤った違法行為である。原審はこれを看過し被

---

<sup>6</sup> 最三判昭和35年6月28日。

<sup>7</sup> たとえば、1952年、不正受験を理由として停学処分を受けた学生が、処分取消、損害賠償等を求めて中央大学を訴えた事件の判決。この判決では、処分は全面的に懲戒権者の裁量範囲とする見地から、大学が学生に弁明機会を与えたかどうかは顧慮していない。次を参照。東京高判昭和31年1月26日（LEX/DB 文献番号27420278）。

<sup>8</sup> 外間寛「学生処分における公正手続—奈良学芸大学退学処分事件」『別冊ジュリスト』118号（1992年7月）：100-01。

<sup>9</sup> 最三判昭和35年6月28日。

控訴人の処分を是認したのは学校教育法ないしは被控訴人の属する大学の学則を誤って解釈せられたものである。<sup>10</sup>

学長の裁量（下した処分）の正当性を司法が審査することがあるとする方向への動きは、こうして始まった。しかし、学長の裁量がXの学ぶ権利を侵害していないかと問う視点は、司法にはまだなかった。次に参照する裁判では、その点が判決で明言される。

## (2) 単位不授与（不認定）等は司法審査の対象となるかを論じた裁判

単位認定についての裁判でよく知られるのが、富山大学の「単位不認定等違法確認請求事件」である。事由の経緯は、おおむね次のようなものだ。1966年、富山大学経済学部ならびに同専攻科の学生Y等7人は、U教授の「経済学原論」（4単位）等を受講し、試験を受けて、U教授から合格の判定をもらった。しかし大学は、U教授を成績書偽造等の理由で授業担当からはずしており、「経済学原論」等については代替授業を受講するように学生に指示していたとして、Y等の求める単位授与をしなかった。また、学生7人のうち1人は専攻科学生であったが、この者にも同じく単位授与をせず、それとの関連で専攻科修了の認定もしなかった。正確には、大学は不授与、不認定の決定をしなかった。Y等が出訴で求めたのは、大学による不作為の違法性の確認と、受講した科目の単位授与と専攻科修了認定の義務が大学にあることの確認である。<sup>11</sup>

裁判は第1審から、大学と学生は特別権力関係にあるか否かの法理論争となった。訴えられた大学側は、大学と学生が特別権力関係にあるとして、単位授与、修了認定等に関わる大学の作為（不作為）は司法審査の対象にならないと主張した。第1審判決は大学側の主張を採用して、原告敗訴となった。判決文中、特別権力関係は次のように説明されている。

---

<sup>10</sup> 最三判昭和35年6月28日。

国立大学という営造物の主体は、学校設置の目的達成に必要な範囲と限度において、原告ら学生を包括的に支配し、原告ら学生はこれに包括的に服従すべきことを内容とする関係、いわゆる公法上の特別権力関係が成立する……。<sup>12</sup>

特別権力関係は、……公法上の特定の目的のために、……法治主義の原理の適用が排除され、具体的な法律の根拠に基づかないで包括的な支配権の発動として命令強制がなされうる。<sup>13</sup>

第2審の判決では、学部生の単位授与に関する大学の不作为と専攻科学生の修了認定に関する大学の不作为とで、判断が分かれた。前者（単位授与）については、「純然たる大学内部のことであって市民法上の権利義務に関しない」として、第1審判決を支持した。後者（専攻科修了認定）については、第1審判決を覆した。「専攻科修了の認定を与えないこと」は国立大学という公的営造物の利用を拒否することになるので、一般市民の権利の制限として司法審査の対象になるとした。判断が分かれたので、原審の原告と被告がそれぞれに上告した。2件の上告審判決

---

<sup>11</sup> 富山地判昭和45年6月6日（LEX/DB 文献番号27200564）。U教授が授業担当をはずされ、彼の出した合格を大学が認めなかった理由とされる成績証明書偽造の経緯は、裁判資料を見るかぎりわからない。本稿の関心はそこにはないが、原告敗訴とする第1審判決が、原告Y等の主張に一定の理解を示しているのは興味深い。Y等が不当性を指摘したのは、学部長によるU教授の授業担当の停止、教授会出席の停止という重大な処分が、本来必要な大学評議会による審議を経ずに、教授会の決定だけで行なわれた点である。判決文では、担当停止を命ぜられても自分の授業を開講するU教授を慕って出席しつづけた学生たちへの、ある種の共感と敬意を読むことができる。判決文は次のように言う。

試験を受けて合格と判定され、その成績票はすでに大学当局へ提出済みであるというのであれば、原告らが、U教授から授業をうけたことにより培われた人間関係を媒介として、その教育の成果が挙げれば挙げるほど、いよいよU教授の授業を受けたことを喜びとも、また誇りともして、是非とも右授業科目について単位を取得したいと望み、もし単位が授与されなければ残念な思いがするであろうことは想像に難くなく……。 (富山地判昭和45年6月6日)

<sup>12</sup> 富山地判昭和45年6月6日。

<sup>13</sup> 富山地判昭和45年6月6日。

は第2審判決を支持して、裁判は終わった。

単位授与と専攻科修了認定で判断が分かれた。しかし司法が採用した考え方は、大学と学生は特別権力関係にあるものの、それには範囲と限度があるとする点では同じだった。専攻科修了認定についての不作為が、この範囲と限度を超えるものであることを、最高裁判決は次のように述べている。

専攻科への入学は、大学の学部入学などと同じく、大学利用の一形態であるということができる。……学生が専攻科修了の要件を充足したにもかかわらず大学が専攻科修了の認定をしないときは、学生は専攻科を修了することができず、専攻科入学の目的を達することができないのであるから、国公立の大学において右のように大学が専攻科修了の認定をしないことは、実質的にみて、一般市民としての学生の国公立大学の利用を拒否することにほかならないものというべく、その意味において、学生が一般市民として有する公の施設を利用する権利を侵害するものであると解するのが相当である。<sup>14</sup>

専攻科修了認定について上記のことが言えるのであれば、学部生の単位授与についても同じことが言えるように思える。本判決ではそうはならず、特別権力関係の範囲と限度を超える、超えないで判断が違った。その後、特別権力関係の範囲と限度がどこにあるかという問題ではなく、「大学—学生」関係を特別権力関係とする考え方そのものが批判さ

---

<sup>14</sup> 最三判昭和52年3月15日（LEX/DB 文献番号 27000288）。学生Y等は、大学と学生の関係について、国公立大学にあっても私立大学にあっても同じだと主張していたが、それは判決にはまったく反映されなかった。その後の1974年、昭和女子大学学生処分事件の最高裁判決は、「大学は国公立であると私立であるとを問わず、……公共的な施設であり……」とした。国公立大学法人化を待つまでもなく、すでにかなり前から、「大学—学生」関係を設置者によって区別することはしなくなっていた。次を参照。最三判昭和49年7月19日（LEX/DB 文献番号27000427）；永井憲一「私立大学における学生の思想・表現の自由—昭和女子大学事件」『別冊ジュリスト』118号（1992年7月）：25。

れるようになり、いまでは意味を失っている。学生は大学で教育を受ける権利を有する一般市民であり、教育を受ける目的で入学することで大学のもつ教育上の裁量権に服するという、一種の契約関係に入ると捉えるのが、近年の考え方である。<sup>15</sup>（私自身は、契約関係論にも違和感を覚えており、この点については後述する。）

以上をまとめて言えば、「大学—学生」関係は法治主義の原理を排除するものでなく、当該学期の同一区分全科目の単位無効処分を、学ぶ権利の侵害として、被処分者が司法の判断を仰いで大学を訴えることは法的に可能である。さらに言えば、司法審査の結果は大学にとって厳しいものになるかもしれない。いまのうちに、他大学の諸例を見て、処分ルールを再考してはどうか。

### 3. コピペ・レポートが教育に提起していること

コピペ・レポート提出者に対する処分を再考し、試験中のカンニングその他あれこれある学生の不正行為についても、より現実的で、段階を設けた「細やかな」処分を設定したところで、問題の解決にはならない。重要なのは「量刑」を再考することではない。最善で根本的な対策が教育であることは言うまでもない。では、コピペ・レポート、盗用論文をなくす教育とは、どのようなものか。これは教育にとって大きな問いであり、本稿のような小論で答えが出せるものではない。今後議論を重ねてゆくためのヒントになればと思い、踏まえるべき点、考えるべき論点をいくつかランダムに挙げておきたい。

---

<sup>15</sup> 2007年、国立大学法人に関わる入学許可請求控訴事件の高裁判決は、「大学—学生」関係を在学契約関係と見て、「有償双務契約としての性質を有する無名契約と解するのが相当」とした。ただし契約関係説については、まだ議論が必要だろう。次を参照。東京高判平成19年3月29日（LEX/DB 文献番号28132247）；池村好道「国立大学法人における在学関係と入試の法理論」『判例地方自治』337号（2011年2月）：110-18。

### (1) 検出ソフトウェア導入はコピペ防止策となるか

日本の大学、研究機関でもすでにコピペ検出ソフトウェアの導入が進んでいる。2013年にはアメリカの大手オンライン・ツールTurnitinとIThenticateが日本でも発売されるようになり、Turnitinの大学間共同利用も始まった。しかしまだその使用は個々の教員ないしは大学に任されていて、効果を測定して、教育的見地から検討するまでには至っていない。

英米の大学ではコピペ検出ソフトウェアを導入し、学生レポート提出に際してその使用を義務化するところが増えている。たとえばアメリカでよく使われているTurnitinの場合、アメリカの大学の半数、高校の4分の1が導入しているという。<sup>16</sup>学生はTurnitin社のウェブサイト経由でレポートを提出する。同社の膨大なデータベースを使ってチェックされ、一致部分にマーカーが付いた学生レポートが、一致相手のリストと一致比率とともに教員に届く。教員はそれらのすべてを見て、盗用、改竄について判断し、採点評価する。チェックを受けたレポートは提出者氏名とともにTurnitin社のデータベースに残り、以後のチェックに使用される。

こうした検出ソフトによるチェックの義務化は、コピペ防止策として機能しているだろうか。検出ソフト導入を教員がどう考えているか、教員の仕事にどういった変化があったか、学生に対する見方に変化があるかといった研究は数多くある。<sup>17</sup>検出ソフト導入の効果の研究も多いが、防止策としてどこまで機能しているかは計測しがたく、具体的証明には

---

<sup>16</sup> Cory Turner, "Turnitin and the Debate over Anti-Plagiarism Software," *NPR org.*, accessed December 31, 2017, <https://www.npr.org/sections/ed/2014/08/25/340112848/turnitin-and-the-high-tech-plagiarism-debate>. 当然のことだが、「コピペ（コピー・アンド・ペースト）」機能そのものは有用であり、悪を含むわけではない。Turnitinが検出するのは、その意味でのコピペ箇所であるので、引用箇所も一致として検出され、一致率が出る。したがって、引用に際しての不一致も検出されるので、改竄の有無を判断する助けになる。

<sup>17</sup> これらの研究は数多くあり、そのほんの一部を例示しても意味がないので、ここには挙げない。関心があれば各自、Academic Search Premier 等で検索されよ。

至らないのではと推測される。検出ソフトによるチェックをしたところで、最終的には教員が見て、盗用がないかの判断をすることが必要である。日本産のコピペルナー等の検出ソフトを導入した大学もあるが、それらはどう使われているのか。また、効果はどのようなのだろうか。<sup>18</sup>

検出ソフトが普及してくると、それをすり抜ける手法が案出される。たとえばよく使われるのが「訳し戻し (back translation)」で、他人の論文を一旦翻訳ソフトで他言語に翻訳し、それをまた翻訳ソフトで英語に訳し戻して、自分のレポートの地の文に使う手法である。一度他言語に訳したものを英語に重訳するので、用語遣いや文節連関が原文とは変わり、盗用と判定されにくいようだ。<sup>19</sup> 検出ソフト導入は、こうしたすり抜け手法の開発を促進させる。すり抜け手法が発達してくると、それらを調査して、盗用防止のための教育に役立てようという研究も出てくる。

検出ソフト導入を、大学の教育的使命に反すると見る立場もある。検出ソフト導入の問題点はさまざまあるが、P・M・スキャンロンが挙げる次の3点は、教育にとって重要な指摘となっている。第1に、コピペをする学生の動機がわからないままであり、教員が教育機会に転じることもできないため、学生には得るところがない。第2に、教員と学生の関係を、相互不信にもとづく刑事と容疑者の関係のようにする。第3に、教員が学生の不正に向きあわなくなってしまう。<sup>20</sup>

しかし、ソフトによる検出結果を使って盗用の傾向を分析するといったことも可能なので、現実的な予想としては、検出ソフトも使いながら、

---

<sup>18</sup> コピペルナーについては、次を参照。杉光一成「いわゆるコピペ・レポート問題—コピペ検出ソフト『コピペルナー』開発の背景」『一橋大学 大学教育研究開発センター 全学FDシンポジウム報告書第12号 レポート剽窃問題を考える』一橋大学 大学教育研究開発センター、2010年6月、33-40。

<sup>19</sup> Michael Jones and Lynnaire Sheridan, "Back Translation: An Emerging Sophisticated Cyber Strategy to Subvert Advances in 'Digital Age' Plagiarism Detection and Prevention," *Assessment & Evaluation in Higher Education* 40, no. 5 (2015): 712-24.

<sup>20</sup> Patrick M. Scanlon, "Student Online Plagiarism—How Do We Respond?" *College Teaching* 51, no.4 (October 2003): 164.

盗用を防ぐための教育を充実させるという方向に進むのではないか。検出ソフト導入の是非を論じる前に、議論すべきことは多い。また導入したところで、問題が雲散霧消するわけではないので、議論に終わりはない。

## (2) 学生のズル行為の意味は時代によって違う

学生のズル行為に関する研究のなかで、大学の歴史と学生のズル行為の変遷に焦点をあてたものがある。ズル行為には、大学の歴史に連動して歴史がある。コピペによる盗用はインターネット時代の産物だが、それだけを見ては対症療法を講じるに留まり、問題の本質は見えない。アメリカの高等教育研究学会（Association for the Study of Higher Education: ASHE）が刊行する*ASHE Higher Education Report*は、毎号が特集形式になっていて、問題の基本と全体像を把握するにはありがたいジャーナルである。研究公正に関する特集号（2008年）に掲載の論文でT・B・ギャラントがアメリカ建国以来の大学史をふりかえり、それぞれの時代のズル行為の意味を分析している。たとえば18世紀末の大学にあっては、処分対象となる学生の問題行動にはカンニングのほかに虚言、無作法、万引き等を含んだが、こうした行動は男子全寮制という生活形態とも相まって、学生間の強い結束の証しであった。<sup>21</sup>つまり、厳罰による矯正を方針とする教授団に対する学生たちの挑戦という意味をもった。<sup>22</sup>学生たちのこの結束は、当時の大学生に保証されていたエリートとしての階層意識に裏づけられていた。それは鼻持ちならないとばかりは言えず、そこから自律の発想も生まれた。大学人、学徒としての行動の規範を定めた倫理規定（honor code）は、もともと自分たちを律するために学生たちが発案したものであった。<sup>23</sup>

いまとは時代も社会状況も違い、学生たちの動機も違う。学生のズル

---

<sup>21</sup> Tricia Bertram Gallant, "Revisiting the Past: The Historical Context of Academic Integrity," *ASHE Higher Education Report* 33, issue 5 (January 2008): 14-16.

<sup>22</sup> Gallant, "Revisiting," 15.

<sup>23</sup> Gallant, "Revisiting," 15-16.

行為の変遷を大学史に位置づけるような歴史研究の積みあげは、日本にはまだない。過去を知らないままで、現在における学生のズル行為に対峙するのは難しいと知るべきだろう。

### (3) 「コピペ・レポートが増えている」「モラルが低下している」?

#### ——コピペを論じる言説の研究①

現代のコピペ・レポートに焦点化した研究のなかには、コピペによる盗用の増加という言説を疑う分析があって、興味深い。まずたしかに、コピペ・レポートに関する研究には、冒頭でコピペによる盗用が増えていると述べて始まるものが多い。新聞報道でも、昨今の大学生の嘆かわしい行状を報じるという文脈で増加言説が現われるのは、新しいことではない。もちろん、インターネット普及のおかげで盗用のための手間や技術が大幅に減ったのはまちがいない。しかし実際には、比較できる過去の確たる数値はないので、増加の程度は測りがたい。増加しているか否かよりも重要なのは、盗用研究の専門家であるF・ダガンの言うように、「ワールド・ワイド・ウェブとその知的資源へのアクセスの普及が、盗用という問題の性質と深刻さを変えつつある」<sup>24</sup>点だ。その変化についての研究は、英米でもまだ端緒についたばかりである。

増加言説を疑うタイプの研究の関心は、増加言説に含まれる、モラルの低下という、もう一つの言説にも向けられている。メディア報道でも研究論文でも、コピペの蔓延はモラルの低下や喪失だという記述が少なくない。そうした慨嘆の記述は、多くの場合、かつてのモラルの黄金時代を懐かしむというニュアンスを含むが、実際にはそんな時代があったという確認はできない。<sup>25</sup>

---

<sup>24</sup> Fiona Duggan, "Plagiarism: Prevention, Practice and Policy," *Assessment & Evaluation in Higher Education* 31, no. 2 (April 2006): 151.

<sup>25</sup> Tricia Bertram Gallant, "Moral Panic: The Contemporary Context of Academic Integrity," *ASHE Higher Education Report* 33, issue 5 (January 2008): 9-10; Lesley Gourlay and Janis Deane, "Loss, Responsibility, Blame? Staff Discussion of Student Plagiarism," *Innovation in Education and Teaching International* 49, issue 1 (February 2012): 26.

コピペの増加、モラルの低下という言説は、次にはそうした現象をなくすとりくみを、不穏当にも、戦争のメタファーで語る言説を生む。「学生盗用に対する戦争 (the war against student plagiarism)」といった表現である。<sup>26</sup> こうした言説に対して、教育を戦争として論じるのはどうかという問いが出され、次にはその戦争言説が研究されるようになる。言説研究の意味は、言説こそが、論じ方やメタファーの選択を通して現実構築の力をもつことに注目する点にある。日本ではまだほとんどない研究である。

#### (4) 「留学生はズル行為をしがちである」「学生のレヴェルが下落した」? ——コピペを論じる言説の研究②

ズル行為をする学生の動機の研究、学生のズル行為に対して教授団がとる態度の研究は数多くある。アンケート調査をベースにした研究が多いが、調査対象グループを絞った研究にはさまざまなかたちの人種的、階級的なバイアスやステロタイプが露呈する傾向がある。学生のズル行為についての言説研究には、そうした傾向を指摘するものがあり、それらを見ると文化的、思想的研究としての広がりや深まりがわかる。

たとえば、英国の大学に関する研究では、留学生や、英語を母語としない学生を調査対象とする場合、英語力の不足に由来するコピペ行為を彼ららしがちであるかのような論理展開になることがある。その点をB・リースは批判的に指摘して次のように言う。

<sup>26</sup> 戦争用語で論じる2例を挙げておく。R. Clerehan and A. Johnson, "Ending the War on Plagiarism: Appropriation Context," in *Educational Integrity: Plagiarism and Other Perplexities, Proceedings of the Inaugural Educational Integrity Conference*, ed. H. Marsden and M. Hicks (Adelaide: University of South Australia, November 2003), 88-96; Kenneth H. Ryesky, "Part Time Soldiers: Deploying Adjunct Faculty in the War against Student Plagiarism," *B.Y.U. Education and Law Journal* (2007): 119. 盗用についての言説で使われる戦争のメタファーの分析は次を参照。Betty Leask, "Plagiarism, Cultural Diversity and Metaphor—Implication for Academic Staff Development," *Assessment & Evaluation in Higher Education* 33, no. 2 (April 2006): 184.

アジア人学生の学び方は皆一律で（集団として均質であり）、非アジア人学生の学び方と比べて、違うだけでなく、劣っていると見る見方はいまも続いている。留学生、そのなかでも「アジア人」留学生による盗用の話になると、出来の悪い学生である彼らは本邦の「西洋人」学生よりも盗用行為をしがちであるといったステロタイプがつくられる。そのようにして私たちは、文化的「他者」としてのアジア人学生という像を構築しているのだ。こうして盗用についての言説は、(E・サイードの言う)オリエンタリズム言説となる。<sup>27</sup>

非英語圏からの学生による盗用を論じるなかで、文化の違いを強調する言説をめぐるのは、激しい論争が起こってもいる。たとえば、英国の研究者が、異文化への寛容を示しながら、アジアでは書き物における盗用を悪とは見ない文化があると言ったのに対して、英語圏への留学経験のあるヴェトナム、中国の研究者が、それをステロタイプ化と誤った文化理解だとして批判している。<sup>28</sup>「アジアでは盗みが文化である。」という、かなり古典的なステロタイプを、批判者たちは読みとったのである。

また、英国では1992年の高等教育法によってポリテクニク等から大学となった、いわゆる「ポスト92年大学 (post-92 universities)」の学

---

<sup>27</sup> Leask, "Plagiarism, Cultural Diversity," 187.

<sup>28</sup> ここで例示した論争は、2005-06年に*ELT Journal* (English Language Teaching Journal) 誌を中心に交わされたもの。詳細は次を参照。Colin Sowden, "Plagiarism and the Culture of Multilingual Students in Higher Education," *ELT Journal* 59, issue 3 (July 2005): 226-33; Dilin Liu, "Plagiarism in ESOL Students: Is Cultural Conditioning Truly the Major Culprit?" *ELT Journal* 59, issue 3 (July 2005): 234-41; Colin Sowden, "Reply to Dilin Liu," *ELT Journal* 59, issue 3 (July 2005): 242-43; Phan Le Ha, "Plagiarism and Overseas Students: Stereotypes Again?" *ELT Journal* 60, issue 1 (January 2006): 76-78.

<sup>29</sup> ポスト92年大学は、「新大学 (new universities)」とも呼ばれる。1992年法で大学となったのは80校近くあり、これにより英国の大学数は2倍以上になった。しかし33校あったポリテクニクは、大学化以前から高等教育機関であった点では変わりなく、修了すると学士、修士、博士の学位が取得できた。学位の授与者が各校でなく、政府の授与機構であるのは大学と違っていたが、学位は大学と変わらなかった。したがってポスト92年大学という分類に意味があるかは議論のあるところである。

生を対象とするコピペ行為調査の報告がいくつもある。<sup>29</sup>そうした調査のなかには、ポスト92年大学の学生は従来からの大学の学生よりも低レベルであるかのように前提するバイアス（この場合は、大学数の増加と大衆化に結びつけた階級的バイアス、ならびにポスト92年大学における留学生受け入れ増に結びつけた人種的バイアス）が見られる場合がある。コピペの増加は学生のレベルが下落したからだというのは、どの国の大学教員も、たいした証拠もなしで言いそうである。学生のレベル下落という言説の登場は、大学の大量化、経済的繁栄、グローバル化、新メディアの普及等、さまざまな要素と結びついており、その言説自体が研究テーマとなるだろう。

以上で、コピペの増加、モラルの低下、留学生のズル行為、学生のレベル下落といった現象ならぬ言説の研究に焦点を絞って述べてきた。言説はまちがいなく存在するのに対して、これらが本当に現象として存在しているか、存在しているとしてその現状はどうかについては、検証してみないことにはわからない。私たちの日常体験となっているコピペ・レポートとの遭遇に際して、たいした検証もないまま同僚と交換する体験エピソードや印象にも、バイアスのかかった言説があるかもしれない。

#### (5) 学習スキル教育か、アカデミック・リテラシー教育か

コピペ・レポート、盗用論文をなくすためにはどういう教育をするのがよいのか。あれこれある議論のなかで私たちにとって学ぶことの多いものに、「学習スキル (study skills)」教育と「アカデミック・リテラシー (academic literacies)」教育をめぐる論争がある。これは1990年代半ば以降の英国の大学教育を論じるもので、特に大学生として学術的な小論文や論文を書くための初学者教育のあり方が論点である。議論の背景には、ポスト92年大学における留学生の増加という状況がある。実際には、ポスト92年大学だけでなく、旧来からの大学でも、英語力や学力に不安のある学生のための学習支援センターをつくったり、非常勤の学習支援スタッフを配備したりするようになっていた。しかしそうしたアプロー

チが進められる一方で、コピー・レポートの増加がメディアで報じられるようにもなった。やがてこのアプローチの成果や効果に疑念が出され、それに替わるオルタナティブなアプローチが検討されるようになる。議論は2つのアプローチをめぐる。

第1の学習スキル・アプローチは、実際に行なわれているもので、英国の多くの大学に設置された学習支援センター、留学生支援センター等での学習支援を指す。このアプローチでは、ライティングを学習スキルと捉え、英語や学力に不安のある学生のためのカリキュラム外の補習としてライティングに関わる種々のスキルが提供される。カリキュラム外であるので、「追加 (bolt-on)」型アプローチと呼ばれることもある。<sup>30</sup>カリキュラム外で学生の支援を担当するのは、支援センターの非常勤スタッフだ。「学習スキル」という概念については明確な定義はないものの、1990年代半ば以降、英国各地の大学支援センターで指導されている主なスキルは、U・ウィングイトによれば、ライティングのほか、ノートのとり方とプレゼンの方法である。<sup>31</sup>高校でライティングの教育をあまり受けずに進学してくる新入生にとって、大学で求められる課題のうちで最も難しいのがレポートの執筆であり、ライティングの指導は学習スキル教育の重要部分を占める。<sup>32</sup>コピーによる切り貼りが盗用にあたることも知らず、参照先の記載が何もないレポートを書くような学生にとって、レポートの構成方法、引用のし方、典拠とした文献の記載法についての指導が必要で有益であるのはまちがいない。しかし、議論は、ではそういう学習スキル教育が、学生の専攻する専門領域での学術的学びの向上にどれほど繋がっているかを問うている。学習スキル教

---

<sup>30</sup> Ursula Wingate, "Doing away with Study Skills'," *Teaching in Higher Education* 11, no. 4 (October 2006): 458. ウィングイトによれば、英国ではほとんどの大学で、ライティングの指導はカリキュラム外の追加型学習スキル・アプローチで行なわれている。次を参照。Wingate, "Doing away," 462.

<sup>31</sup> Wingate, "Doing away," 459.

<sup>32</sup> Kathy Durkin and Andrew Main, "Discipline-Based Skills Support for First-Year Undergraduate Students," *Active Learning in Higher Education* 3, no. 1 (March 2002): 25.

育は、一般的 (generic) で、どんな学問分野、専門領域で学ぶにも使える (not subject-specific) ことを特徴とする。<sup>33</sup>しかしまさにその特徴こそが、さらにレベルの高い学習や研究を追究するには問題点となる。

学習スキル・アプローチの問題点として批判されているのは、大学教育のなかにちゃんと位置づいていないという点である。カリキュラム外であること、専門領域の教授団が指導に関与しないこと、内容が一般的であるため専門領域での学士以上の学位に到達するうえで必要なライティング力の向上には直結しないことが問題とされている。<sup>34</sup>もともと学習スキルという概念には、英語力、学力に不安のある学生への支援という含意がある。その概念を支えているのは、欠落、不足するスキルを補って修理するという思想である。<sup>35</sup>批判者たちがなにより重大と見るのがこの点で、学習スキル・アプローチでは、ライティングを単なるスキルと捉えて、参照と引用の手法の伝授に留まるので、学生は書くことが知識形成への参加であるという視点をもてないままになってしまふ。<sup>36</sup>

オルタナティヴとして主張されるようになったのが、第2のアカデミック・リテラシー・アプローチである。L・ゴーレイとJ・ディーンは、1990年代末からオルタナティヴとして提起されるようになったアカデミック・リテラシー教育をつぎのようにまとめている。

この(アカデミック・リテラシーという)見方によれば、ライティングは、社会的な位置づけを有する複数の意味生産行為のセットであって、どの学問領域でも使えるといった一般的スキルではない。この見方にあつては、ライティングは書き手自身のアイデンティティと「声」を明確にする闘いを含む、という認識も重要である。<sup>37</sup>

---

<sup>33</sup> 学習スキル推進のウェブサイトSkillsYouNeedを参照。Accessed January 14, 2018, <http://www.skillsyouneed.com/learn/study-skills.html>.

<sup>34</sup> Wingate, "Doing away," 459.

<sup>35</sup> Wingate, "Doing away," 457.

<sup>36</sup> Gourlay and Deane, "Loss, Responsibility, Blame?" 26.

ゴーレイとディーンの言う、ライティングは意味を生産する社会的行為だとは、どういうことか。ライティングの行為では、まずテーマを設定して問いを出し、既存の言説を参照しながら自分の問いに意味のあることを示し、答えを出す方法を提示し、先人が出した答えを集めて分析、検討し等々、その一々の過程で他者の言説を読解し、自身の言説を組みたてることで意味を生産する。無数に存在する他者の言説は茫洋たる大海のようなもので、そのなかから重要なもの、意味あるものを選び出すには、その学問領域でのリテラシー（読み書き能力）が必要だ。つまり、ライティングは複雑な行為であるだけでなく、学問の核心を成す行為である。こうした見方に立って、アカデミック・リテラシー・アプローチでは、ライティングの科目を専門領域のカリキュラムのなかに埋めこみ、専門科目に関連させながらライティングの力を育成するという、「埋めこみ (embedded)」型の教育を提起する。

アカデミック・リテラシー・アプローチを主唱するウインゲイトが、アカデミック・ライティングの3段階を表にしている(25頁)。<sup>38</sup>左列にあるのが、上から下へ、情報源の評定と選択→自他の議論のつきあわせと考察→論理的テキストの組みたて、という3段階だ。中列には、3つの段階それぞれを遂行するためのテクニックが置かれている。ここに挙げられているのが、学習スキル・アプローチの言う学習スキルだ。しかしこれらのテクニック(学習スキル)を使うのは、実際にはかなり高度で複雑な行為である。その高度で複雑な行為をするうえで必要な技能・知識が右列にあり、これらが学生の専攻する専門領域におけるリテラシーを指す。つまり、ライティングには引用と参照の方法についての知識が必須だが、それは単に引用符の使い方や書誌情報の書き方を教えるだけ

---

<sup>37</sup> Gourlay and Deane, "Loss, Responsibility, Blame?" 20. ここでゴーレイとディーンが言う「どの学問領域でも使える」スキルとは 'transferable skills' と呼ばれ、問題解決スキル、コミュニケーション・スキル等を指す。これらは大学を出て職業人となっても使えるスキルとされる。次も参照。Wingate, "Doing away," 460.

<sup>38</sup> Wingate, "Doing away," 462.

では不十分である。引用を示すに先立って、まずは引用するにふさわしい情報源を選びださなければならない、そのためには、自分のテーマに関連の情報はこれだと判断できなければならない（第1段階）。次には参照の理由と目的についての明確な認識をもって、自分の考えを組み立てる必要がある。それには、選んだ情報源にある他者の考えと自身の考えとの論理的関係を理解していなければならない（第2段階）。その積みあげがあってこそ、専門的言説にふさわしい修辭で執筆することができる（第3段階）。<sup>39</sup>

ウィングイトは2つのアプローチを比較して、次のように言う。

「ライティングをスキルと捉える考え方」は、書くという仕事の複雑さからはほど遠い。追加型コースでこのスキルを養成する学習スキル・アプローチについても同様のことが言える。むしろ、この考え方もアプローチも、或る程度のテクニクを身につけるにはよいだらう。しかし（表中の右列にある）「技能・知識」の複雑さは、「スキル」という語で表わすことはできない。またそれをカリキュラム外のコースで身につけることもできない。<sup>40</sup>

ウィングイトによれば、学習スキル・アプローチでは、学生は書くことと知識の関係を非常に単純に捉えてしまう。すなわち、不変の知識が揺るぎない事実そのものとして在ると前提し、知識は書くこととは関係なく、つまり言説の外に存在していると考えてしまう。しかし知識は、実際には、書かれた言説として存在しているものであり、言説の外にあるわけではないというのが、アカデミック・リテラシー・アプローチの考え方である。<sup>41</sup>

こうして学生をアカデミックな書き手として育成し、専門的な知識

---

<sup>39</sup> Wingate, "Doing away," 463.

<sup>40</sup> Wingate, "Doing away," 463.

<sup>41</sup> Wingate, "Doing away," 459.

## アカデミック・ライティングと学びの3段階

学術論文、レポート執筆の 3段階	学びの3段階	
	テクニック	求められる技能・知識
第1段階 情報源を評定し、選択する	○図書館やインターネットで情報を探索するテクニック	○不慣れな言説を扱いながら、意味ある文章を書く ○テーマに関連する情報はどれかを判断する
第2段階 情報源から得た他者の議論／考えを、自身の議論／考えとつきあわせて総合的に考察する	○参照に関するテクニック：引用の示し方 ○盗用回避のテクニック	○情報参照の理由、参照すべき時期、参照すべき執筆者を知る ○参照の目的 a. 論拠を示す b. テーマ領域における他者の業績を評定、認識する c. 自身の考えの正しさを示す d. 知識を組みたてる
第3段階 議論／考えを論理的なまとまりあるテキストに組みたてて執筆する	○テキストの構成法 ○言語運用スキル（スペル、文法、修辭、テキスト全体の統合） ○適切な用語、執筆スタイル、慣用的語用	○専門的言説に参加する ○知識の組みたてに必要な修辭のプロセスを知っている

Ursula Wingate, "Doing away with 'Study Skills'," (Table 1, 462) より作成.

(言説)の形成に参加できるようにするという、本来的な大学教育の核心であるライティング教育を欠いては、どんな盗用防止策も表面的なものにしかならない。

日本では、多くの大学がライティング・センター、アカデミック・ライティング・センターをつくって、書く力の育成支援にあたっている。本学では、研究公正に関わる科目（ライティングのスキル指導を含む場合も）をカリキュラムの一部として提供している課程がいくつかある。それらは学習スキル・アプローチの観点、アカデミック・リテラシー・

アプローチの観点からするとどうなのか。それに答えるのは、日英の大学の状況が違うので容易ではない。たしかなのは、盗用とライティング教育についての研究の積み重ねは、日本ではまだこれからの課題だということだ。現在のところ、研究に裏づけられないままに、各大学は対症療法で汲々としているというほかない。

## (6) レポート・論文作成ビジネスの跋扈をどうするか

コピペ・レポート、盗用論文の増加を数値で表わすのは難しいとしても、レポート・論文作成サービスを売るオンライン・ビジネスの増加ははっきりと現実である。英国の大学科学省大臣ジョー・ジョンソンは、2017/18年度の始まりにあたって、インターネットに広がる「レポート工場 (essay mills)」ウェブサイトについての警告を全国の大学に向けて発した。100を超えるウェブサイトがあり、そうした「工場」の請負・販売価格は、レポート、論文の内容やテーマの複雑さと締切日までの期間によってさまざまだという。博士論文であれば6,750ポンド(約95万円)となることもある。高等教育質保証機構 (Quality Assurance Agency for Higher Education: QAA) では、そうしたビジネスの宣伝をウェブ上であることを禁止ないしは制限することを検討しているという。<sup>42</sup> 海外機関とも協力するというから、遠からず日本でも「レポート工場」ビジネスについての対策が論じられることになるだろう。

QAAが2016年、2017年に発表した、盗用とそれを支えるオンライン・ビジネスに関する調査報告は、問題の世界性と、高等教育・研究に対する影響の深刻さを教えてくれる。<sup>43</sup> 「レポート工場」が扱う専門領域は

---

<sup>42</sup> “Jo Johnson Calls for Tough Penalties on Student Plagiarism.” *Education Journal*, issue 296, 28 February, 2017. QAAは、教育評価担当機関。日本の大学評価・学位授与機構と連携の関係にある。‘essay mills’ のほかに、‘paper mills’ ‘essay banks’ の語も同義で使われている。なお、言わずもがなの付言をすれば、‘essay mills’ を本稿で「レポート工場」と訳したのは、英語 ‘essay’ が大学教育の文脈にあっては「小論」を意味し、それを日本の大学では「レポート」と呼んでいるからである。実際に「レポート」で学生に求めているのは「報告」以上のものなので、用語として奇妙。本稿では混乱を避けるため、「レポート」の語を「報告」(‘report’の訳語)の意味では使っていない。

幅広く、その専門性の高さから考えて、大学院生や大学教員で手を貸している者もいると推測される。このビジネスは、大学での教育・研究にとって、すでにして深刻な脅威となっている。QAAは、その種のビジネスを大学人が支えることのないようにと注意を喚起している。<sup>44</sup>ほかにも、本稿前半で論じたズル行為に対する罰則についてなど、考えさせられる記述が多い。<sup>45</sup>

レポート・論文作成ビジネスは、有料で代筆しますよと宣伝しているわけではない。その種のビジネスは多くのサービスを提供しており、映像編集やコンピューター・プログラミングとともに、執筆支援、英訳支援、英語添削のサービスも行なうというかたちで営業していることが多い。マルチ言語からの英訳サービスの利用については、かなり前から対策の必要が認識されていた。たとえば英国では、学位論文に盗用がないという、次のような学生の宣言を署名とともに表紙に置いている大学がある。

研究公正の宣言：ここに私が提出する論文では、他人の業績を使っている場合はその旨を明記してあります。他人の業績を自分のものであるかのように見せたり、そのように細工したりという行為はしていないと、ここに表明いたします。そのような行為は、本学の定義に照らして盗用であるとよく承知しています。もし私が盗用を犯していれば、本学からの追放もありうること、盗用について本学が定めるルールとその重要性を知っているべき責任が私にあるこ

---

<sup>43</sup> QAA, "Plagiarism in Higher Education: Custom Essay Writing Services: An Exploration and Next Steps for the UK Higher Education Sector," August 2016, accessed January 10, 2018, <http://www.qaa.ac.uk/en/Publications/Documents/Plagiarism-in-Higher-Education-2016.pdf>; QAA, "Contracting to Cheat in Higher Education: How to Address Contract Cheating, the Use of Third-Party Services and Essay Mills," October 2017, accessed January 10, 2018, <http://www.qaa.ac.uk/Publications/Documents/Contracting-to-cheat-in-higher-education.pdf>.

<sup>44</sup> QAA, "Contracting to Cheat," 16.

<sup>45</sup> QAA, "Contracting to Cheat," 26.

とも承知しています。

当然のことですが、大学が、私の論文の一部ないしは全文を複写のうえ、第3者（欧州連合（EU）、欧州経済領域（EEA）の外部世界に立地する場合もありうる）に提供して、ルール侵犯の有無を点検することに同意いたします。そうした点検は、私の論文にいかなる盗用もなく、学位に値する質であることの証明のためと理解しています。……<sup>46</sup>

ここで言われている「点検」の眼目は、「EU、EEAの外部世界」という部分にある。警戒されているのは、非英語圏で公刊されている、つまり論文審査員には読めない言語で書かれた誰かの文献を英訳して自分自身の文章として論文に使っているという事態である。背景には、英訳サービスのオンライン・ビジネスが世界規模で隆盛しているという状況がある。学位論文の執筆言語の大半が日本語か英語である日本の大学でも、警戒すべき事態はすでに起きているというべきだろう。学位論文の重さを考えれば、学位論文提出の際に上記のような研究公正の宣言を学位申請者に求めるのは、日本でも検討してよいのではないか。そうする場合はむしろ、学位審査では上記引用中に言う「点検」も必要となる。

### おわりに——学生の知的自律・自立をどう支援するか

ここまで、コピペ・レポートに対する処分の問題から始めて、「大学—学生」関係や、大学教育のありようについて、過去の判決と英語圏での研究動向を参照しながら、今後議論すべきであろう論点のいくつかを述べてきた。最後にまとめとして、学生からのアクションの可能性について書いておきたい。

コピペ・レポート、盗用論文の問題は、つまるところ、狭義、広義いずれの意味でも教育の問題である。教育は、学生の能動性があってこそ成立する。「大学—学生」関係が特別権力関係ではないことについては、

---

<sup>46</sup> 2010年代に筆者が実見したリーズ大学大学院課程の学位論文。

先に古い判例を参照しながら述べた。「大学—学生」関係を、法治主義の及ばない、規律と拝跪、命令と服従の特別権力関係とする見方は、19世紀ドイツの大学が置かれていた独特の歴史的位置と関わっており、とくに旧時代の論理である。<sup>47</sup> 本邦の大学設置基準にもあるように、大学は一定の自治と自律を有する。その基盤にあるのは学問の自由の原理である。そして大学の自治と自律にとって、学生はその担い手でなければならない。「大学—学生」関係を契約関係と捉えることに私が違和感を覚えるのは、大学と学生を二元論的に分ける点に疑問があるからだ。契約関係説によるなら、大学は単位や資格を有償で提供し、学生はそれを買うといった関係にあることになるのだろうか。しかし学生はデパートの買い物客のようなものではなく、大学の構成員である。学生には、大学の下した裁量に対して意見を言ったり批判したりする権利があり、学問の自由、大学の自治を担う構成員であると考えるのが、学問の府として正しいと思う。<sup>48</sup>

そうであるなら、コピペ・レポート、盗用論文の問題がいまや世界の直面する学問の危機の一部であることを、学生とともに考えるのは、大学ならではのとりくみではないだろうか。たとえば、コピペやカンニングの行為があれば、それを授業での学生の討論課題にすることで、教育機会に転じるというのはどうか。このほか、研究公正に関する学生だけの評議会を学生が設立して、「レポート工場」の調査を実施するのもよいだろう。あるいは、学生が研究公正に関する調査をする一種のクラブ活動のようなものがあるのもよいのではないか。そこでは、自分の大学の教員が書いたものも含めて、研究論文のチェックを主たる活動とする。教員の論文に盗用があるようでは、大学教育を担う資格はない。教

---

<sup>47</sup> 高橋正人「学生に対する懲戒権の行使に関する一考察」『静岡大学法政研究』18（1-2）（2014年1月）：94-96；室井力『特別権力関係論：ドイツ官吏法理論史をふまえて』勁草書房、1998年。

<sup>48</sup> 1950年代、70年代の大学における退学処分裁判を例に、「学生も教官と共に大学の自治の主体（担い手）である」とする論考として次を参照。浅川千尋「大学の自治と学生処分について」『天理大学学报』45（1994年2月）：38。

員は、喜んでチェックを受けられるはずだ。むろん、それをきっかけに教員の盗用が見つければ、学生の場合と違って、処分に教育的配慮は不要である。

### 【文献一覧】

- 浅川千尋「大学の自治と学生処分について」『天理大学学報』45（1994年2月）：33-39.
- Clerehan, R. and A. Johnson. “Ending the War on Plagiarism: Appropriation Context.” In *Educational Integrity: Plagiarism and Other Perplexities, Proceedings of the Inaugural Educational Integrity Conference*, edited by H. Marsden and M Hicks, 88-96. Adelaide: University of South Australia, November 2003.
- Duggan, Fiona. “Plagiarism: Prevention, Practice and Policy.” *Assessment & Evaluation in Higher Education* 31, no. 2 (April 2006) : 151-54.
- Durkin, Kathy and Andrew Main. “Discipline-Based Skills Support for First-Year Undergraduate Students.” *Active Learning in Higher Education* 3, no. 1 (March 2002) : 24-39.
- Gallant, Tricia Bertram. “Moral Panic: The Contemporary Context of Academic Integrity.” *ASHE Higher Education Report* 33, issue 5 (January 2008) : 9-10.
- . “Revisiting the Past: The Historical Context of Academic Integrity.” *ASHE Higher Education Report* 33, issue 5 (January 2008) : 13-31.
- Gourlay, Lesley and Janis Deane. “Loss, Responsibility, Blame? Staff Discussion of Student Plagiarism.” *Innovation in Education and Teaching International* 49, issue 1 (February 2012) : 19-29.
- Ha, Phan Le. “Plagiarism and Overseas Students: Stereotypes Again?” *ELT Journal* 60, issue 1 (January 2006) : 76-78.
- 外間寛「学生処分における公正手続—奈良学芸大学退学処分事件」『別

- 冊ジュリスト』118号（1992年7月）：100-01.
- 池村好道「国立大学法人における在学関係と入試の法理論」『判例地方自治』337号（2011年2月）：110-18.
- “Jo Johnson Calls for Tough Penalties on Student Plagiarism.”  
*Education Journal*, issue 296, 28 February, 2017.
- Jones, Michael and Lynnaire Sheridan. “Back Translation: An Emerging Sophisticated Cyber Strategy to Subvert Advances in ‘Digital Age’ Plagiarism Detection and Prevention.” *Assessment & Evaluation in Higher Education* 40, no. 5 (2015) : 712-24.
- Leask, Betty. “Plagiarism, Cultural Diversity and Metaphor—Implication for Academic Staff Development.” *Assessment & Evaluation in Higher Education* 33, no. 2 (April 2006) : 183-99.
- Liu, Dilin. “Plagiarism in ESOL Students: Is Cultural Conditioning Truly the Major Culprit?” *ELT Journal* 59, issue 3 (July 2005) : 234-41.
- 室井力『特別権力関係論：ドイツ官吏法理論史をふまえて』勁草書房、1998年.
- 永井憲一「私立大学における学生の思想・表現の自由—昭和女子大学事件」『別冊ジュリスト』118号（1992年7月）：24-25.
- QAA. “Plagiarism in Higher Education: Custom Essay Writing Services: An Exploration and Next Steps for the UK Higher Education Sector.” August 2016, accessed January 10, 2018, <http://www.qaa.ac.uk/en/Publications/Documents/Plagiarism-in-Higher-Education-2016.pdf>.
- . “Contracting to Cheat in Higher Education: How to Address Contract Cheating, the Use of Third-Party Services and Essay Mills.” October 2017, accessed January 10, 2018, <http://www.qaa.ac.uk/Publications/Documents/Contracting-to-cheat-in-higher-education.pdf>.
- Ryesky, Kenneth H. “Part Time Soldiers: Deploying Adjunct Faculty

- in the War against Student Plagiarism.” *B.Y.U. Education and Law Journal* (2007) : 119-51.
- Scanlon, Patrick M. “Student Online Plagiarism—How Do We Respond?” *College Teaching* 51, no.4 (October 2003) : 161-65.
- Sowden, Colin. “Plagiarism and the Culture of Multilingual Students in Higher Education.” *ELT Journal* 59, issue 3 (July 2005) : 226-33.
- . “Reply to Dilin Liu,” *ELT Journal* 59, issue 3 (July 2005) : 242-43.
- 杉光一成 「いわゆるコピペ・レポート問題—コピペ検出ソフト『コピペルナー』開発の背景」『一橋大学 大学教育研究開発センター 全学FDシンポジウム報告書第12号 レポート剽窃問題を考える』一橋大学 大学教育研究開発センター、2010年6月、33-45.
- 高橋正人 「学生に対する懲戒権の行使に関する一考察」『静岡大学法政研究』18 (1-2) (2014年1月) : 79-98.
- Turner, Cory. “Turnitin and the Debate over Anti-Plagiarism Software.” *NPR org.*, accessed December 31, 2017, <https://www.npr.org/sections/ed/2014/08/25/340112848/turnitin-and-the-high-tech-plagiarism-debate>.
- Wingate, Ursula. “Doing away with Study Skills’.” *Teaching in Higher Education* 11, no. 4 (October 2006) : 457-69.

## LEX/DB資料

- 東京高判昭和31年1月26日 (LEX/DB 文献番号27420278).
- 最三判昭和35年6月28日 (LEX/DB 文献番号27660725).
- 富山地判昭和45年6月6日 (LEX/DB 文献番号27200564).
- 最三判昭和49年7月19日 (LEX/DB 文献番号27000427).
- 最三判昭和52年3月15日 (LEX/DB 文献番号27000288).
- 東京高判平成19年3月29日 (LEX/DB 文献番号28132247).